旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年４月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①おがい観光　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－535号　④尾ヶ井春雄　埼玉県越谷市大沢２－11－13　⑤おがい観光　埼玉県越谷市大沢２－11－13　⑥平成２年５月21日　⑧平成26年１月８日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県越谷市大沢２－11－13　尾ヶ井春雄

Ｂ　①株式会社ディオネ（スカイぴあ）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6731号　④株式会社ディオネ　東京都新宿区西新宿五丁目７番５号アインパール１Ｆ　代表取締役　澤崎要一　⑤本社　東京都新宿区西新宿五丁目７番５号アインパール１Ｆ　⑥平成25年12月12日　⑧平成26年３月３日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区西新宿五丁目７番５号アインパール１Ｆ　株式会社ディオネ　代表取締役　澤崎要一

Ａ　①黒田三郎　②第３種旅行業　③山梨県知事登録旅行業第３－243号　④黒田三郎　山梨県笛吹市石和町川中島21番地２　⑤山梨旅行会　山梨県笛吹市石和町川中島21番地２　⑥平成16年３月31日　⑦平成26年２月21日　山梨県知事登録旅行業第地域―243号　⑩200万円　⑪山梨県知事　⑫山梨県笛吹市石和町四日市場1523番地の６　黒田三郎

Ｂ　①株式会社日王　②第三種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－389号　④株式会社日王　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2222番地　代表取締役　井澤洋子　⑤本社営業所　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2222番地　⑥平成９年７月17日　⑧平成17年７月17日　⑩250万円　⑪長野県知事　⑫長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2222番地　株式会社日王（現商号株式会社アルプス）　代表取締役　井澤洋子（現代表取締役　井澤四郎）

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年４月１日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社岩手ビーエス観光　②第２種旅行業　③岩手県知事登録旅行業第２－86号　④株式会社岩手ビーエス観光　盛岡市名須川町31番５号報恩寺内　破産管財人　小保内義和　⑤本社営業所　盛岡市名須川町31番５号報恩寺内　⑥昭和57年５月７日　⑦平成26年２月26日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社京剛（旅Cafeおでかけ日和）　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－591号　④株式会社京剛　京都市中京区油小路通三条下る三条油小路町145－１　代表取締役　野橋会京　⑤本社営業所　京都市中京区油小路通三条下る三条油小路町145－１　⑥平成21年12月14日　⑦平成26年２月17日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社日本観光企画　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－1300号　④株式会社日本観光企画　東京都八王子市三崎町９番１号　破産管財人　諏訪圭子　⑤本社営業所　東京都八王子市三崎町９番１号　⑥昭和42年４月19日　⑦平成26年２月25日　⑧90万円　⑨450万円

Ａ　①株式会社沖縄映像センター　②第２種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第２－285号　④株式会社沖縄映像センター　那覇市西一丁目４番地８ラジオ沖縄５階　代表取締役　玉城惇博　⑤本社営業所　那覇市西一丁目４番地８ラジオ沖縄５階　⑥平成21年２月12日　⑦平成26年２月11日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①スカイトラベル　②第３種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第３－508号　④小菅武　古河市尾崎4650番地　⑤本社営業所　古河市尾崎4650番地　⑥平成14年９月17日　⑦平成26年３月４日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社関西ツーリスト　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－190号　④株式会社関西ツーリスト　大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目５番１号　破産管財人　大場めぐみ　⑤本社営業所　大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目５番１号　⑥昭和35年７月１日　⑦平成25年12月11日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①トヨタトラベルサービス株式会社　②第２種旅行業　③香川県知事登録旅行業第２－188号　④トヨタトラベルサービス株式会社　三豊市豊中町本山甲96番地１　代表取締役　豊田若美　⑤本社営業所　三豊市豊中町本山甲96番地１　⑥平成９年４月28日　⑦平成26年２月28日　⑧220万円　⑨1100万円

以上７件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博